

日本医真菌学会認定医真菌専門医規則

(平成〇年〇月〇日施行)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 日本医真菌学会(以下「本会」という)の制定する医真菌専門医の制度は、医真菌学ならびに関連領域における医学・医療の進歩に対応して、会員の医真菌学的知識と医療技術の向上普及を図り、医真菌学領域に関する様々な状況に対応可能なすぐれた医師の養成とその生涯にわたる研鑽への意欲を高めることにより、国民医療の向上と社会福祉に貢献することを目的とする。

(医真菌専門医の定義)

第2条 医真菌専門医とは、医真菌学領域に関する専門的な知識と技術を有する医師という定義を示している。

(事 業)

第3条 前条の目的を達成するために、本会は日本医真菌学会認定医真菌専門医(以下「専門医」という)を認定し、さらに、この制度を維持するための事業を行う。

第2章 専門医制度関連各種委員会

(学会認定専門医委員会)

第4条 本会に学会認定専門医委員会(以下委員会)をおく。委員長は日本医真菌学会認定専門医委員会担当理事とする。委員は理事長が委嘱し、任期は3年とし再任を妨げない。委員会は必要に応じて以下の業務を行う。当委員会の中にさらに業務に応じて小委員会をおくことができる。

1. 専門医の認定に関する業務。
2. 専門医の登録および専門医認定証の交付に関する業務。
3. 専門医の資格の更新に関する業務。
4. その他、この制度および関連施設の運用に必要な業務。

第3章 専門医の認定

(専門医認定の申請資格)

第5条 専門医の認定を申請する者は、次の各項のすべてに該当する者、あるいは理事会が特に認めた者でなければならない。

1. 我が国の医師免許を有する者。
2. 申請期限の日を含めて、5年以上継続して本会正会員である者。
3. 初期研修病院を含む本会の指定する日本医真菌学会認定専門医研修施設(以下「研修施設」という)において、所定の研修を行った者。
4. 医真菌学に関する業績(原著論文またはこれに準ずるもの)5編以上を有すること。
5. 真菌症患者の診療もしくは研究に携わっている者。

(専門医認定の申請)

第6条 専門医の認定を申請する者は、所定の審査料を納付し、申請期限内に、別に定める申請書類を理事長に提出しなければならない。

(理事長の諮問)

第7条 理事長は、前項の申請書類の提出があったときには、委員会に専門医認定審査の申請資格について諮問するものとする。

(専門医認定の書類審査)

第8条 委員会は、第7条に定める申請書類を精査し、認定審査を行う。

(専門医の認定)

第9条 以下の項目に従って専門医の認定を行う。

- 1 委員会は、認定審査の結果に基づき合否を判定し、理事会へ報告する。
- 2 理事会は、これに基づき合格者を決定し、日本医真菌学会理事長名にて承認する。
- 3 委員会は、認定審査の結果の通知を行う。
- 4 審査結果は、請求に応じて開示する。
- 5 合格した者は本会に登録申請を行う。登録申請に際しては、あらかじめ所定の登録料を納付しなければならない。
- 6 前項の登録者を本会は理事会の議を経て専門医として認定し、同年〇月〇日付にて専門医原簿に登録して専門医認定証を交付する。

第4章 研修施設の指定

(研修施設の申請・指定)

第 10 条 研修施設については別途定める。

第 5 章 専門医資格の更新

(専門医資格認定の期間)

第 11 条 専門医の認定期間は 6 年間とし、6 年毎に資格を更新する。

(専門医資格更新の申請資格)

第 12 条 専門医資格の更新を申請する者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

1. この規則第 5 条第 1 項に規定する者。
2. 資格取得後継続して正会員であること。
3. 別に定める認定後研修実績(以下「後実績」という)において、所定の単位を取得した者。
4. この規則第 5 条第 5 号に規定する者。
5. 更新申請時 65 歳以上の専門医については、第 13 条に定める後実績を要さない。

(専門医資格更新の後実績)

第 13 条 次の各項における各々の業績を単位として評価し、6 年間の総計が 30 単位をこえるものとする。ただし以下の条件により難しい場合には、個別に委員会において評価する。

- 1 医真菌学に関する著書・論文
 - a) 日本医真菌学会雑誌に掲載されたもの
筆頭者: 1 編につき 8 単位
筆頭者以外: 同 4 単位
 - b) 日本医真菌学会雑誌以外の出版物に掲載されたもの
筆頭者: 1 編につき 4 単位
筆頭者以外: 同 2 単位
- 2 学術講演会
 - a) 日本医真菌学会総会
出席のみ: 6 単位
発表・講演・座長のいずれかを行ったもの: 4 単位を加える
 - b) 日本医真菌学会総会以外の関連学会、地方会、懇話会等
出席のみ: 2 単位
発表・講演・座長のいずれかを行ったもの: 2 単位を加える

c) 本会の認めた講習会など

講師:4 単位, 出席:2 単位

- 3 その他, 医真菌学の発展に関する活動, 各地域での講演会, 座談会などでの医真菌学に関する講演・座長: 2 単位

(専門医資格更新の申請手続き)

第 14 条 専門医資格の更新を申請する者は, 所定の更新審査料を添えて, 別に定める申請書類を理事長に提出しなければならない。

(専門医資格更新の認定)

第 15 条 委員会は, 理事長の諮問に基づき専門医資格更新の申請書類を審査し, 基準を満たしたと認められる者に対して, 理事会の議を経て専門医資格の更新を認め, 理事長名および委員長名にて翌年度〇月〇日付の専門医認定証を再交付する。

第 6 章 専門医資格の喪失

(専門医資格の喪失)

第 16 条 専門医は, 次の各項のいずれかに該当するときは, その資格を喪失する。

1. 専門医資格の更新申請を行わなかったとき。
2. 専門医資格の更新が認められなかったとき。
3. 専門医を辞退したとき。
4. 本会正会員の資格を喪失したとき。
5. 医師の資格を喪失したとき。

(専門医資格の取り消し)

第 17 条 本会は, 専門医が次の各項のいずれかに該当するときに, 理事会の議を経てその資格を喪失させることができる。

1. 専門医として相応しくない行為のあったとき。
2. 専門医認定の申請または専門医資格更新の申請に, 虚偽または重大な誤りがあったとき。

第 7 章 補則

(規則の変更)

第 18 条 この規則は, 理事会の承認を経なければ変更することはできない。

(施行細則)

第 19 条 この規則の施行についての細則は、別に定める。

付 則

1. この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、この規則第5条第3項に規定する研修は、平成〇年度から始まり、その6年後に、規則第8条、第9条の専門医認定を行うものとする。
2. この規則施行前に本会会員であった者が専門医の認定を申請する場合は、暫定的に旧日本会認定専門医規則を適用する。ただし、この移行措置は平成〇年〇月〇日に終る。
3. 前項の規定にかかわらず、この規則施行後に医師免許を取得した者が専門医の認定を申請する場合は、この制度が適用される。
4. 旧日本会認定専門医規則によって認定された専門医は、この規則施行後もその資格を失わない。また、この規則施行6年後に、この規則第12条、第13条、第14条および第15条に従って専門医資格を更新することができる。ただし、正当な理由なく専門医資格更新の申請を行わなければ、専門医の資格を喪失する。

細 則

1. 本則における専門医認定審査料は 10,000 円、同登録料は 20,000、認定更新審査料は 20,000 円とする。